

令和8年度熊本県地域防災計画の修正案の概要について

1. 防災基本計画修正(令和7年7月)の反映

関連する法令の改正を踏まえた修正

<災害対策基本法等の改正>

○ 復旧・復興の迅速化

<道路法等の改正>

○ 道路啓開計画の策定・定期的な見直し(1)

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○ 被災者支援の充実(2)

○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

○ 官民連携や人材育成の推進

○ 消防防災力の充実強化

○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

○ 防災DXの加速(3)

その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

○ 岩手県大船渡市林野火災をはじめとする近年の大規模火災等を踏まえた「**火事災害対策編(大規模な火事災害対策編、林野火災対策編)**」の新設(4)

2. 防災気象情報の改善を踏まえた修正

○ 防災気象情報の改善内容の反映(5)

○ 「避難情報に関するガイドライン」更新内容の反映

3. 県独自の修正

令和7年8月豪雨の検証結果を踏まえた修正

○ 半日前の線状降水帯発生予測情報への対応

○ 自助・共助の取組の強化(6)

○ 内水リスク情報の周知促進 等

令和7年8月豪雨復旧・復興プラン及び
熊本県国土強靱化地域計画の改定を踏まえた修正

○ 被災者の救済・生活支援

○ 内水氾濫対策の推進を含めた**防災・減災の取組(7)**

○ 社会・産業インフラの機能回復

○ 産業復興支援

1. 防災基本計画修正（令和7年7月）の反映

(1) 道路啓開計画の策定・定期的な見直し

○修正理由

道路法等の改正により、道路啓開計画の策定・定期的な見直しが法定化されたことに伴い修正するもの。

○主な修正内容

- ▶道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物除去による道路啓開を迅速に行うため関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに定期的な見直しを行う。
- ▶道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結を推進する。

○修正箇所

「第1編 第2章 第1節 公共施設等災害予防 1」(新旧対照表P2)

関連する国・県等の取組み

熊本県道路啓開計画の策定

本県は令和6年12月に「熊本県道路啓開計画」を策定した。

熊本県道路啓開計画は、熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき選定・計画された緊急輸送ルートについて、道路調査、道路啓開の実施体制及びタイムライン、人員や資機材等の確保、被災情報の把握・周知方法等を定めている。

熊本県道路啓開計画
初版

令和6年12月

熊本県緊急輸送道路
ネットワーク計画等策定協議会

1. 防災基本計画修正（令和7年7月）の反映

(2)被災者支援の充実

○修正理由

令和6年能登半島地震を踏まえ、避難生活における生活環境の確保に向けた取組の充実化や協定・届出避難所に関する情報の事前把握等、被災者支援の充実を図るために修正するもの。

○主な修正内容

▶県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

▶県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。

○修正箇所

「第1編 第2章 第10節 地域防災力強化」(新旧対照表P16)

「第1編 第2章 第14節 避難収容 8」(新旧対照表P24)

関連する国・県等の取組み

プッシュ型支援用物資の備蓄保管に関する協定

国は迅速なプッシュ型支援のため分散備蓄を進めており、九州地域における協力先自治体として本県が選定され、令和7年9月17日に内閣府と本県とで協定を締結した。

本県消防学校備蓄倉庫をプッシュ型支援物資備蓄拠点として活用することとし、令和7年度中に国プッシュ型支援物資を搬入した。



1. 防災基本計画修正（令和7年7月）の反映

(3) 防災DXの加速

○修正理由

国の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)を活用すること等により防災DXの加速を図るために修正するもの。

○主な修正内容

▶県及び市町村は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の新総合防災情報共有システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努める。

▶県は、国の新物資システム(B-PLo)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

○修正箇所

「第1編 第3章 第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱 3」(新旧対照表P72)

「第1編 第2章 第13節 物資・資機材整備・調達 1」(新旧対照表P19)

関連する国・県等の取組み

令和7年度南海トラフ地震広域応援訓練でのSOBO-WEBの活用

令和7年10月10日に、国、九州・山口各県等が参加し実践的な支援体制の構築を目指す令和7年度南海トラフ地震広域応援訓練を実施した。

訓練では、道路啓開調整を行うオンライン会議において、国の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用することで、各関係機関が九州地域の道路状況等を共有し、迅速かつ円滑な調整を実施できた。



1. 防災基本計画修正（令和7年7月）の反映

（4）近年の大規模火災等を踏まえた「**火事災害対策編（大規模な火事災害対策編、林野火災対策編）**」の新設

○修正理由

近年の林野火災や大規模火災の頻発化を鑑み、国の防災基本計画を参考に新設するもの。

○主な修正内容

▶「第1章 大規模な火事災害対策編」において、「第1節 火災予防」では災害に強いまちづくり、防災知識の普及について、「第2節 災害応急対策」では消火活動、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送道路等を明記している。

▶「第2章 林野火災対策編」において、「第1節 災害予防」では林野火災に強い地域づくり、林野火災に対する警戒の強化等について、「第2節 災害応急対策」では発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立等を明記している。

○修正箇所

「第9編 火事災害対策編 第1章 大規模な火事災害対策編」（新旧対照表P152～）

「第9編 火事災害対策編 第2章 林野火災対策編」（新旧対照表P156～）

近年の主な林野火災や大規模火災の発生状況

- 令和6年1月 広島県江田島市の林野火災
- 令和6年1月 輪島市大規模火災【災害救助法適用】（令和6年能登半島地震に伴う）
- 令和7年2月 岩手県大船渡市の林野火災【災害救助法適用】
- 令和7年11月 大分県大分市佐賀関の大規模火災【災害救助法適用】
- 令和8年4月 岩手県大槌町の林野火災【災害救助法適用】



2. 防災気象情報の改善を踏まえた修正

(5) 防災気象情報の改善内容の反映

○修正理由

気象庁による防災気象情報の改善に伴い、修正するもの。

○主な修正内容

「第1編 共通対策編」の「第3章 災害応急対策」において、

▶「第6節 予警報等伝達」では、予警報等の定義について見直し。

▶予警報等の定義の見直しを踏まえ、「第2節 職員配置」では、県職員の配置基準等について見直し。

○修正箇所

「第1編 第3章 第6節 予警報等伝達」
(新旧対照表P46)他

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

関連する国・県等の取組み

新たな防災気象情報の運用

国土交通省水管理・国土保全局及び気象庁では、防災気象情報の再構築に向け、令和4年1月から「防災気象情報に関する検討会」を開催し、令和6年6月に最終とりまとめ報告書を公表した。

令和7年12月5日に「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が成立し、運用開始は令和8年5月29日を予定している。

3. 県独自の修正 (令和7年8月豪雨の検証結果を踏まえた修正)

(6) 自助・共助の取組の強化

○修正理由

令和7年8月豪雨における初動対応(ソフト面)の検証結果「Ⅶ 早期に講じる対策」について、地域防災計画へ反映するもの。

○主な修正内容

- ▶県及び市町村は、「避難場所を決め、避難する」ための項目に絞ったマイタイムラインの様式を作成し、その普及を図る。
 - ▶自主防災組織の活動活性化及び地域間の取組の底上げに向け、地域防災リーダーを対象とした研修及び全体会議を実施し、県内の地域防災リーダーの育成・連携強化を進める。
- ※検証結果「Ⅶ 早期に講じる対策」は右表のとおり。

なお、他項目についても全て本地域防災計画に反映。

○修正箇所

「第1編 第2章 第10節 地域防災力強化」(新旧対照表P15)他

(参考)Ⅶ 早期に講じる対策

①半日前の線状降水帯発生予測情報への対応	②災害対応経験者派遣制度の創設
③車両避難先となる駐車場利用協定の促進	④内水リスク情報の周知促進
⑤県民アンケートを踏まえた自助・共助の取組みの強化	⑥通信途絶に備えた衛星通信機器の導入
⑦避難所の環境改善	⑧住家被害認定調査システムの導入
⑨災害ボランティア確保体制の強化	⑩氏名等公表に係る取扱いの見直し・研修

関連する国・県等の取組み

令和7年8月豪雨における初動対応(ソフト面)の検証結果を公表

令和8年3月に、令和7年8月豪雨における初動対応(ソフト面)の検証結果の最終報告を県ホームページに公表した。

県庁各部局内のみならず、被災市町村・警察・消防など関係機関への意見聴取、県民アンケートを実施して幅広く検証を行った。

令和7年8月豪雨における初動対応
(ソフト面)の検証結果

最終報告

令和8年3月
熊本県 知事公室 危機管理防災課

3. 県独自の修正

(令和7年8月豪雨復旧・復興プラン及び熊本県国土強靱化地域計画)

(7)内水氾濫対策の推進

(令和7年8月豪雨復旧・復興プラン及び熊本県国土強靱化地域計画)

○修正理由

令和7年8月豪雨復旧・復興プラン等における内水氾濫対策の推進について、反映するもの。

○主な修正内容

熊本県国土強靱化地域計画「内水氾濫対策の推進」を参考に浸水対策に取り組むとともに、市町村が主体的に進める内水氾濫対策を支援するものとする。

- i) 浸水被害の多い河川や市街化区域を流下する河川の整備等のハード対策の重点的な実施
- ii) 浸水被害の軽減につながる雨水流出抑制対策の促進
- iii) 市町村での内水ハザードマップ作成促進及び安全な土地利用の検討促進
- iv) 雨水管理総合計画策定の促進、下水道施設の整備・機能強化等の技術的支援
- v) 浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備推進、BCP検証・見直し
- vi) 早期避難につながるソフト対策の推進(SNS等を活用した予防的避難の呼びかけ等)

○修正箇所

「第1編 第2章 第3節 風水害・土砂災害予防 7」(新旧対照表P9～P10)他

関連する国・県等の取組み

熊本県国土強靱化地域計画の改定

国では、令和7年6月に、現行の基本計画に係る中期的な実施計画である「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定されたことから、本県でも、近年の社会環境の変化や災害から得られた教訓等を踏まえ、令和8年3月に熊本県国土強靱化地域計画を改定した。